

(設置)

第1条 水道事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくための指針となる水道ビジョンを策定するために、草津市水道ビジョン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、水道事業管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）に、提言、助言等を行うものとする。

- (1) 事業の現状分析・評価に関すること。
- (2) 将来像および目標の設定に関すること。
- (3) 実現方策の検討に関すること。
- (4) その他草津市水道ビジョン策定に関して市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 水道事業に識見を有する者
- (2) 需要家（次号に掲げる需要家を除く。）
- (3) 公募による需要家

3 前項第3号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき、または適任者がなかったときは、同号に掲げる者のうちから委員を委嘱しないことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から水道ビジョンが策定された日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、上下水道部上下水道総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年9月1日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、この要綱による最初の会議は、市長が招集する。
- 3 この要綱は、水道ビジョンが策定された日限り、その効力を失う。